

別紙 1

仕 様 書 (案)

1 事業名

令和8年度放射性物質影響調査推進事業のうち水産物中の放射性物質の影響調査業務

2 目的

東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故により、福島県だけでなく東日本の広範囲な地域に放射性物質が放出され、これまで、福島第一原発を中心とした東日本の沿岸・沖合海域や湖沼・河川に生息する水産物において、幅広く放射性物質の影響について調査を実施してきたところである。

震災から約15年が経過し、水産物における基準値を超える検体数は、時間の経過とともに減少しているが、水域や魚種によっては、未だに基準値を超える放射性物質が検出されており、依然として事故の影響が続いている。

さらに、令和3年4月に開催された廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、「ALPS処理水の取扱いに関する基本方針」が決定され、同年8月に取りまとめられた「ALPS処理水の処分に伴う当面の対策」には、風評を生じさせないための仕組みづくりとして、水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリングの拡充が盛り込まれた。

さらに、令和7年8月に改定された「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」等においてトリチウムも含めた水産物中の放射性物質の徹底したモニタリングを継続して実施することとなっている。

本委託事業は、東日本を中心とする海面や内水面に生息する水産物について、放射性物質のモニタリングを行い、当該水域における生産段階での水産物の安全性を確保するとともに、当該モニタリングで得られた情報と、関係自治体が公表した放射性物質の検出状況等を踏まえ、福島第一原発の事故による放射性物質の水産物への影響を調査し、正確な情報を迅速に提供する。

3 業務の履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 検体採集

福島第一原発の事故により放射性物質の影響が懸念される水域の水産物について、放射性物質調査を実施するための検体を、漁業協同組合（以下「漁協」という。）や市場等を通じて採集する。

(2) 魚種同定

漁協や市場等では、水揚げされた水産物が地域によって異なる地方名で取引されることがあるが、検体の名称を国民に誤解無く伝える必要がある。そのため、原則として標準和名による魚種同定を行う。

(3) 放射性物質の分析と影響調査

① 放射性セシウムの分析

ア (1)にて採集した検体の可食部に含まれる放射性核種を、ゲルマニ

- ウム半導体検出器を用いた γ 線スペクトロメトリーにより分析する。
なお、分析する際は、測定部位、測定容器、測定時間を記録する。
- イ 分析検体数は、1年間で9,000検体（1か月当たり平均750検体）程度を目標とする。
- ウ 分析の精度は、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月・厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課）の表2「平常時におけるマリネリ容器（2L）を用いた時の測定時間と定量可能レベルの関係」から、1時間計測した時のレベルの値を満たすことを目標とする。
- エ 別途水産庁が契約する令和8年度放射性物質影響調査推進事業のうち水産物中の放射性物質に関する分析結果の集計業務（以下「集計業務」という。）の受託者と協議の上、集計業務にてとりまとめられた検査結果を定期的に入手し、魚種別、生息層別の検出状況等を取りまとめ、その解析を行う。
- オ 大型の魚種については、極力胃の内容物を確認し、放射性物質の検出状況と餌との関係について解析を行う。

② トリチウムの分析

- ア (1)にて採集した検体の可食部に含まれる水分を、精密な分析にあっては凍結乾燥により恒量となるまで抽出し、また、迅速な分析にあっては燃焼により抽出した水分に含まれるトリチウム濃度について、液体シンチレーションカウンタを用いて分析する。
- イ 分析検体数は、1年間で500検体程度（迅速な分析も含む）を目標とする。
- ウ 分析の精度は、「放射能測定法シリーズ トリチウム分析法」（令和5年改訂原子力規制庁監視情報課）などを踏まえたものを目標とする。

(4) 分析結果の報告

- ア (3)①の分析結果については、原則として検体を受領した日から3日以内に関係都道府県及び漁業関係団体（以下「関係機関」という。）、水産庁及び集計業務の受託者に対し報告することとし、これによりがない場合は、その理由を速やかに報告する。
- (3)②の分析結果については分析でき次第、隨時水産庁に報告するものとする。
- イ (3)①の分析結果のうち、漁業関係団体の協力を得て採取した検体の分析結果については、本事業受託者がホームページで公表する。
- ウ 関係機関の求めに応じ、分析結果について説明を行う。

(5) 放射性物質影響調査推進事業検討委員会の設置

事業の実施にあたっては、本調査の対象となる自治体の放射性物質調査の担当者を中心に、放射性物質影響調査推進事業検討委員会を設置し、事業の履行期間中原則2回以上開催し、全体の調査計画や各水域における放射性物質の検出状況等について意見交換を行う。

(6) その他

- ア 全体の調査計画や分析結果については、関係機関と充分に協議を重ね慎重に取り扱う。
- イ 国内外からの報道機関の取材及び国際機関等との連携等に対し、関係機関及び水産庁と協議の上、適宜対応ができるものとする。

5 資料等の貸与及び返還

希望者から申し出があれば、6(2)納入場所で、本事業に係る前年度以前の調査報告書等を参考資料として貸与できるものとする。

なお、貸与した資料は、3日以内までに返還することとする。

6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

調査報告書

電磁記録媒体（CD-R）	1 部
啓発用パンフレット	日本語 5,000 部
	英 語 500 部
	中国語（簡体字）500 部
	中国語（繁体字）500 部
	韓国語 500 部
	タイ語 500 部

(2) 納入場所

水産庁増殖推進部研究指導課復興企画班
(農林水産省別館 8 階 ドア No.別 812)

7 事業実績報告書

事業が終了した場合（本事業を中止し、又は廃止した場合も同様）は、実績報告書を提出すること。

8 その他

- (1) 受託者は、4(3)に記載する業務を遂行するに足る設備および人員を整えることとし、提案書中に実施体制として明記することとする。また、受託者は、本業務を優先して行える担当者を置くこととする。
- (2) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (3) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関する必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (6) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (7) 事業における人件費の算定等に当たっては、別紙3の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (8) 受託者は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ウ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - エ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - オ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - カ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- (9) 受託者は、委託事業の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該

当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する(もしくはそのような工夫を行っている配達業者と連携する)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して(農薬の使用基準等を遵守して)作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、他の取組も行っていない場合は、その理由
()

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。		
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		

力 みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などをを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由 ()		